

平成29年度事業計画書



一般社団法人 相模湖観光協会
特定非営利活動法人神奈川県ボート協会グループ

目 次

計画書 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	1
(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	
(2) 相模湖公園と相模湖漕艇場の一体的な管理運営にあたっての基本的な考え方	
(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針	
(4) 相模湖公園の特性を踏まえた管理運営方針	
計画書 2 業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	4
(1) 委託業務の考え方	
(2) 委託業務一覧表	
<添付>平成29年度収支計画書	7
計画書 3 施設の維持管理	8
(1) 一体的な管理運営による効率的な維持管理（経費節減効果を含む）	
(2) 提案内容の実現の見込み	
(3) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針	
(4) 相模湖公園の特性と課題をふまえた維持管理の考え方	
(5) 年間維持管理計画表	
(6) 本部と現地の責任体制	
計画書 4 利用促進のための取組	14
(1) より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	
(2) 提案内容の実現の見込み	
(3) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方	
計画書 5 自主事業の運営	17
(1) 駐車場管理運営について	
計画書 6 利用料金について	該当なし
計画書 7 利用者への対応	18
(1) 苦情処理の対応及びその研修等	
(2) 利用者への公園利用指導及び研修等	
(3) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み	
(4) 提案内容の実現の見込み	
計画書 8 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容	20
計画書 9 事故、異常気象等の緊急事態が発生した場合の対応方針	23
(1) 事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応	
(2) 避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方式及び対応	
(3) 急病人等が生じた場合の対応	
(4) 提案内容の実現の見込み	

計画書 10 大規模災害発生時の施設の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方	26
(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応	
(2) 提案内容の実現の見込み	
計画書 11 地域と連携した魅力ある施設づくり	27
(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築	
(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成	
(3) 周辺施設との交流・連携	
(4) 一体的な管理における地域企業等への一括的な業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	
(5) 企業の CSR 活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携について	
(6) 提案内容の実現の見込み	
(7) 他の公園との連携	
計画書 12 適切な積算、経費削減等	31
計画書 13 人的な能力、執行体制	31
(1) 指定期間を通じて両施設を効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	
(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	
(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況	
計画書 14 コンプライアンス、社会貢献	35
(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況	
(2) 個人情報の保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況	
(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	
(4) 障害者雇用促進の考え方	

計画書 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

相模湖公園は、昭和22年の相模ダム完成を受け、昭和24年に都市計画決定して、地域住民とダム地域の振興を目的として整備され、昭和26年に供用開始した本公園の歴史的役割を踏まえ、地域と共存し、相模湖地域の拠点施設として観光客を迎える魅力ある公園の管理運営を進めます。

管理運営の方針として「地域と共存し、多くの観光客が訪れる魅力ある公園」の実現に向けた管理運営の推進を行います。

湖

本公園の管理運営に当たっては相模湖の畔にある美しい眺望と親水性を有する公園、カヌー・ボート競技のメッカとして、多くの県民に親しまれる公園とすることを基本とします。

基本方針の具体化に向け、緑地、空間及び施設の適切な保全を目指すと共に、維持管理運営においては、相模湖公園の実情や特殊性を踏まえ、次のような対応を図ります。

- (ア) 公園施設や設備については、その機能や特性を十分に理解したうえで清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行います。
- (イ) 緑陰効果をもつ高木や、休息、遊戯等多様な活動に利用できる芝生箇所の維持、四季折々の花の植栽など、安らぎのある空間づくりに努めます。
- (ウ) 利用者が自然に囲まれた園内で十二分に自然を満喫できるよう地元木材を利用したイスを設置し安らぎの場所づくりに努めます。
- (エ) 施設については清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう、その機能や特性を十分に理解したうえで適正な管理を行います。
- (オ) 利用者の声に耳を傾けるとともに、湖畔商店街、相模湖遊船組合、などの地域市民団体との意見交換を行い、新たな利用者の開拓に向け、既存の公園施設や周辺環境をより効果的に活用した運営を行うとともに、関連機関との連携した観光キャンペーンを強化することで、利用者の拡大を図ります。

(2) 相模湖公園と相模湖漕艇場の一体的な管理運営に当たっての基本的な考え方

県立都市公園、相模湖公園と相模湖漕艇場施設一体化の設置目的を踏まえ、さまざまな特色と、優美な自然と、湖に囲まれた公園と漕艇場管理を一体的に行い、お客様の喜ばれる魅力ある公園にします。

ボート競技等を通して、県民のスポーツ振興を目的とした施設にマッチした当公園を一体化にて管理することで、より効果的な公園管理を行い、今まで以上の快適で利用しやすい公園管理を図ります。

- (ア) 一体化にすることで、漕艇関係行事、公園関係行事に対してお互い関わりながら、スムーズな運営を行います。
- (イ) お互いに公園内の内容を熟知している職員が協力し合い、より効果的かつ充実した対応を行うことで、サービス向上及び経費等の節減に努めます。
- (ウ) 非常時等の対応につきましては、現場で一体的に協力し合い、来客者に対してより一層の安全への対応を図ります。
- (エ) 維持管理事務についても、同一項目が一体的に行うことで、事務の合理化を図ります。
- (オ) 事業を実施するに当たり、PR活動等について、お互い今まで以上の幅広い宣伝

が可能になることで、今まで以上の活性化を図ります。

- (カ) 施設の維持について、同種の内容の保守点検（電気設備、防火設備、水道設備等）を一体的に行うことで、経費の節減を図ります。
- (キ) トイレ清掃を一体的に行うことで、経費の節減を図ります。
- (ク) 一体的に管理運営を行うことで、来客者からのご質問やご意見等に対し、わかりやすく対応するよう努めます。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

(ア) 利用者や地域住民に配慮した管理運営方針

地元関係者が一丸となった管理運営による魅力と活力ある公園の実現を目指します。相模湖公園の管理運営をスムーズに行うには、ダムの為に犠牲になって移転した、関係者のことをよく理解しなければなりません。

湖畔の商店街のほとんどが相模ダム整備に伴う移転関係者が経営する商店です。

その為、色々な要望苦情等が多く、指定管理制度以前は管理運営に大変苦慮したと聞いております。県の委託管理者を飛び越え旧津久井土木事務所に申し入れ、その要望、苦情が通らないと県本庁にと、次々と大きくなり大変な思いをしたと伺っております。

このような行動を防ぎ、公園と湖畔商業施設が共存共栄の立場に立っていくには、相模湖観光協会が管理運営に当たることが最善ではないかと思っております。

更には、相模湖公園と地元の商業施設は、一体的に整備されており、整備当初からダム観光の拠点として、県内はもとより首都圏から多くの観光客を集め、神奈川県民の憩いの空間のみならず、地元関係者生活支援の場として、さらに地域経済の発展に大きく寄与してきました。

こういったこと等を踏まえ、公の施設の利用については、地方自治法の規定にありますように「県民の福祉を増進する目的をもって」設置され、「正当な理由がない限り、施設の使用を拒んではならず」、「不当な差別的扱いをしてはならない」を原則とし、以下の内容に基づき管理運営を実施します。

- ア 湖畔環境を活かした利用客誘致のための維持管理
- イ 湖畔沿いの一体的な美しさを維持するための維持管理
- ウ 安全で快適な利用のための施設工作物の適正な維持管理
- エ 地域との連携による維持管理

(イ) 環境等に配慮した管理運営方針

湖の環境確保と都市部の水ガメとしての相模湖の水質保全するため、関係機関（湖畔自治会、遊船組合、釣り船組合等）と連携して水辺の清掃や巡視を徹底し、湖面へのゴミの飛散防止、農薬や薬剤を使用しない方向での植物管理を行います。

また、日常の管理運営に当たっては、以下の内容について、配慮します。

- a) 用紙類の使用量の抑制・文書作成する際は両面コピー、両面印刷、縮小コピーや集約印刷活用する。
- b) 物品等の購入に於いて適正量の購入に努め、コピー機のカートリッジ等は、業者に回収を依頼し、廃棄物の発生抑制に努める。
- c) 冷暖房は適正温度で行い、省エネルギーに配慮した施設の利用に努める。
- d) 水資源の効率的利用・節水に努める。
- e) イベントや会議等を開催する場合は、参加者に対して不要なアイドリング

の停止をお願いするなど、施設利用者に省エネを呼びかける。

(4) 相模湖公園の特性を踏まえた管理運営方針

相模湖の湖岸にある美しい眺望と親水性を有し、ボート、カヌー競技のメッカや観光地として、広く県民に親しまれる公園とすることを基本方針とします。

そして、緑地、空間及び施設の適切な保全を目指すと共に維持管理運営においては、相模湖公園の実情や特殊性を踏まえ、以下のような対応を図ります。施設や設備については、その機能や特性十分理解して清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこととします。

緑陰効果を持つ高木や、休息や展望、遊戯等の多様な活動の受け皿となる芝生の維持と共に、花の栽培など、安らぎのある空間作りに努めることとします。ガラスのカスケードなどの設備については、その機能や特性を十分理解したうえで清潔かつ正常に機能し、利用者が安全で快適に利用できるよう適正な管理を行うこととします。

利用者や市民団体との情報交換を図りながら維持管理業務を行うこととします。地元関係者が一丸となった管理運営による魅力と活力ある公園の実現を目指します。

昭和63年から平成6年にかけて実施された相模湖公園のリニューアル事業に於いて、本公園は見違えるほどの変化を遂げ、訪れた人々には高く評価される近代的で魅力ある公園となり地元旧相模湖住民の誇りとなっています。

当公園の維持管理に於いて設備、植栽等の基盤施設の維持向上に努めるとともに、地域関係者の協力やさまざまなアイデアの取り込みを図りながら、地域一丸となって公園施設を大事に魅力ある公園として維持管理をしていきます。

- (ア) 地域との連携・地元小学生、県立養護学校生等と連携した園内清掃、花壇の管理、地元桂北小学校生徒が実施している公園花壇への花の植え付け及び管理、地元少年団による園内清掃活動等今後も引き続き実施します。



- (イ) 地域自治会及び湖畔商店街、相模原市等関係機関による相模湖湖畔地域観光振興計画の具体化、平成23年検討委員会及び計画とりまとめ、平成24年以降相模原市と、湖畔自治会が主体となり取り組み、計画的に進められています。公園管理者としても相模湖畔地域観光振興計画、具体化に向けた取り組みに連携していきます。

※ 湖畔自治会の方々が観光協会に協力し、長い期間常に賑わい広場がゴミなくきれいに清掃し、過ごしやすい公園に尽力したため、神奈川県より表彰を受けました。

計画書 2 業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等

(1) 委託業務の考え方

相模湖公園維持管理に当たり植物、施設等については基本的に現地スタッフによる直営作業を基本として業務執行をしています。

関係法令に基づくもの、特殊なもの、専門技術を要するもの等については、スタッフの安全面や効率性等を考え外部委託をしていきます。

(ア) 委託業務内容

a 植物管理

a) 業務内容；高木作業、中低木管理、樹勢悪化木、支障木枝の除去、病虫害防除、

理由；高所作業で危険の為

b 施設管理

a) 業務内容；工作物管理（電気点検法定点検）

理由；免許及び専門的な知識を要する業務の為

b) 業務内容；工作物管理（噴水施設保守点検）

理由；専門的知識を要する為

c) 業務内容；受水槽保守点検

理由；専門知識を要する業務の為

d) 業務内容；公園内夜間警備

理由；専門知識や危険を要する業務の為

e) 業務内容；消防施設保守点検、消防設備の法定点検

理由；専門知識や危険を要する業務の為

f) 業務内容；設備清掃、噴水池清掃、排水溝清掃、汚水受水槽清掃

理由；専門的技術を要する為

(イ) 委託予定業務；様式 3 号「委託業務一覧表」のとおり。

(ウ) 委託業務点検、チェック指導監督

委託業務の発注は年間計画を立て実施します、委託業者には比較的利用客の少ない平日作業を基本にし、安全対策を重視して車両は徐行運転、危険防止のバリケート、三角コーン等使用して安全対策を徹底します。

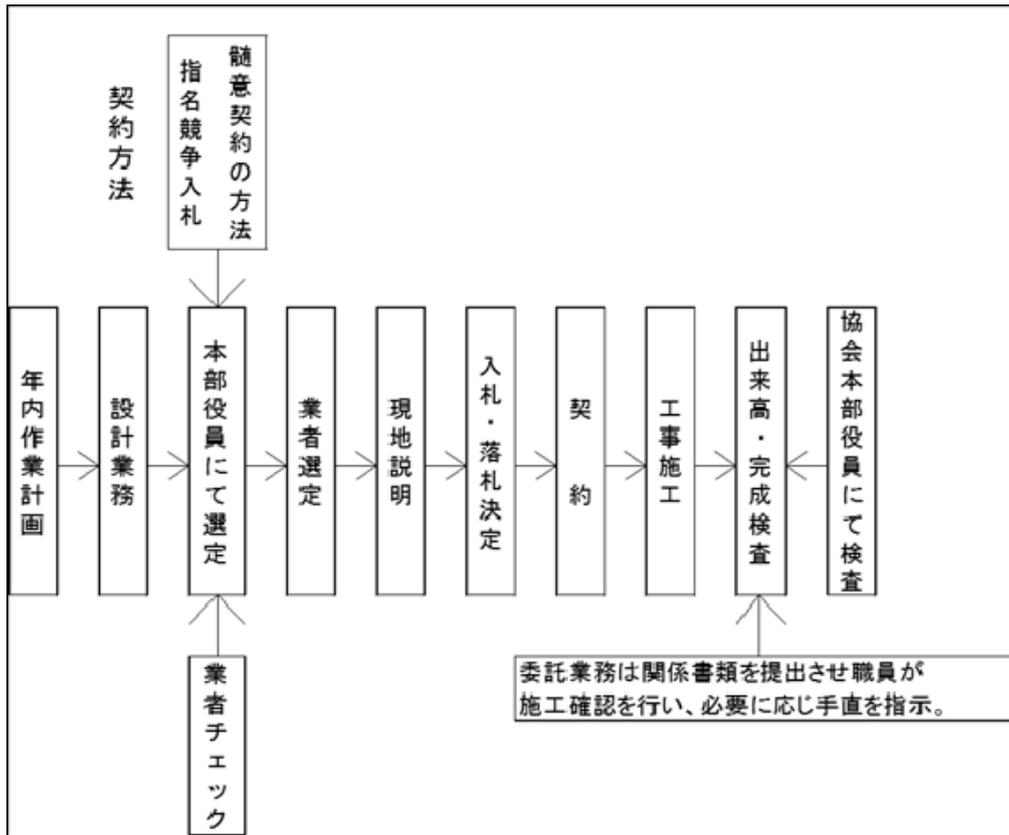
(エ) 委託先の選定方法

a 基本的に県内業者を選出します。近隣（相模原市内）を基本とし、施設が老朽化しており非常時に即対応可能な業者を選定しています。

b 特に夜間等のイベント時に非常事態が生じた場合に速対応できるような業者（特に電気、水道、夜間警備等）

c 県に於いて指名停止処分中でない業者

(オ) 県内経済への配慮、県内企業への委託の考え方



当初、植物管理を遠方地域の業者に委託していた、小規模の関係なのか植物管理時期が遅く花の咲き具合は悪く苦慮していました、これを近隣で仕事内容も優秀で評判の良い業者を選考し委託しました。
その後、花はよく咲き（桜植え替え、ツツジ、サツキ、ハナミズキ、桜。ヤマボウシ等）利用者に非常に喜ばれています。

(2) 委託業務一覧表

業務区分	業務名	業務内容	理由	予算額	選定方法
				(概算)	
施設管理	(有)門倉電気	電気点検(法定点検)業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	410,000	随意契約
	(株)クリタス	噴水施設保守点検(定期点検)	専門知識を要する業務のため	1,130,000	随意契約
	塚本水道	受水槽保守点検(定期点検) 5.10月	専門知識を要する業務のため	160,000	随意契約
警備	相模警備保障(株)	園内夜間警備	専門知識や危険を要する業務のため	1,450,000	随意契約
施設保守点検	(有)防災電設	消防設備の法定点検業務	専門知識や危険を要する業務のため	220,000	随意契約
清掃	(株)クリタス	噴水・池清掃 7月、10月	専門知識や危険を要する業務のため	150,000	随意契約
	三稜	排水溝清掃	専門知識や危険を要する業務のため	400,000	随意契約
	塚本水道	受水槽清掃 18万	専門知識や危険を要する業務のため	330,000	随意契約
汚水槽清掃 15万					

平成29年度収支計画書

公園名 : 相模湖公園

(単位：千円)

	予算大費目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
	予算中費目																	
	予算費目																	
	予算細費目																	
収入	① 指定管理料		3,000	6,200	4,300	2,400	2,300	2,400	3,600	2,400	2,700	2,700	2,400	2,900	37,300			
	② 駐車場収入		1,100	1,300	800	1,200	1,900	1,100	1,100	1,300	700	700	600	700	12,500			
	③利用料金収入														0			
	収入計		4,100	7,500	5,100	3,600	4,200	3,500	4,700	3,700	3,400	3,400	3,000	3,600	49,800			
支出	公園維持管理業務	事務費	一般管理費	500	700	630	450	600	450	600	400	430	270	200	350	5,580		
			光熱費	250	250	250	250	200	250	200	250	200	200	200	150	2,650		
			保険料												380	380		
	公園維持管理業務	管理費	植物管理	210	290	700			40	490	610	300	130	205	195	3,170		
			施設管理	430	400	400	400	400	400	640	400	430	400	400	230	4,930		
			清掃管理	80	80	150	80	160	80	320	80	80	80	80	500	1,770		
			運営管理（利用促進費）	390	240	300	160	330	110	270	30		100			1,930		
		人件費	常勤給与・賞与	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420	5,040	
			非常勤給与・賞与	450	450	600	450	450	450	450	450	400	430	400	400	230	5,160	
			各種手当															
			法定福利費	70	70	80	70	70	70	70	70	70	70	70	65	65	840	
			アルバイト賃金			20	20	50	90								180	
		公園維持管理業務	事務費	修繕費	200	300	450	100	120	140	240	140	140	330	130	180	2,470	
				緒掛（光熱水費等含む）														
				駐車場経費														
駐車場経費	使用料		3,200												3,200			
	駐車場運営費	700	700	700	800	1,000	600	600	600	600	700	600	600	600	8,200			
事務経費	一般管理費等経費	400	400	400	400	400	400	400	400	300	300	300	300	300	4,300			
支出計			4,100	7,500	5,100	3,600	4,200	3,500	4,700	3,700	3,400	3,400	3,000	3,600	49,800			

計画書3 施設の維持管理

(1) 一体的な管理運営による効率的な維持管理（経費節減効果を含む）

今まで同一敷地内にある違う職種の施設や、所管が違う為お互い管理運営に際して、何かと不都合な思いをしてきました、一体化にすることでより良い管理運営が可能になります。

ア 自主事業等実施するに当たり一体化になることで、お互いの冊子（ボート競技のプログラム等に相模湖公園をPRし、観光各種イベントビラにボート関係を入れる）等での宣伝が可能になり、より一層幅広くPRが出来る。

イ 施設の維持管理について同種の内容の保守点検（電気設備、防火設備、水道設備等）一体化にすることで経費の軽減が図れる。

公園に面している湖面の船での清掃が可能になりごみ等の対応が出来公園利用者にゴミの少ない美しい湖を観賞できる。

ウ トイレ清掃が一体化にすることで一括発注可能となり経費の軽減が図れる。

(2) 提案内容の実現の見込み

同一敷地内での施設を一体化で管理運営するに当たり、総体的に見て一体化が管理し易く一番理想だと思います。

尚、各項目全体が一体化にして良かったと思われるよう、実現に向けて誠心誠意努力します。

ア、これまで取り組んだもの

- (ア) 浄化槽汚水ポンプの交換
- (イ) 男女トイレ、便器の洋式化
- (ウ) 女子トイレ、床タイル張り替え
- (エ) 男女トイレ手洗い水道自動化
- (オ) 管理事務所狭く使いにくい為改築
- (カ) 各通路障害者用段差解消
- (キ) 障害者トイレ施錠化
- (ク) 年間3回高木、枯れ枝除去、中小木は日常的
- (ケ) 地下駐車場自家発電用バッテリー交換

(3) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

(ア) 植物管理、高木等の管理及び専門性を有する作業は委託の方向、その他花植えや、簡単な植木の刈込、芝の刈込、除草等軽作業については公園作業員、アルバイト作業員にて実施します。

(イ) 清掃、園内清掃については公園作業員、トイレ清掃についてはトイレ専門作業員にて実施します。

(ウ) 保守点検、ほとんど点検種類の内容が法定点検等義務づけられているものなので、専門的資格と経験を持っている、県内近隣業者を基本に委託する方向です。受付等については経験豊かな職員（主に公園長、副園長、非常勤職員等）にて対応しています、接遇関係の研修等受け、基本的に親切丁寧をモットウにお客様に対応しています、そのため受付等接遇関係は来園者に大変好評です。

(4) 相模湖公園の特性と課題をふまえた維持管理の考え方

当該公園は相模湖畔に位置し、芝生の広場や噴水広場を始めとする湖畔公園としての美しい景観と眺望、ウォーターレクリエーション空間としての観光資源を備えた公園です。

湖畔公園としての魅力を十二分に生かし里山の人々と都市との交流の場としての安全で快適な利用を確保することで、多くの県民等の利用を促進すると共に、地域活性化を推進する為に次の事項を実施します。

- ・湖畔環境を活かした利用者の促進を図る維持管理
- ・安全で快適な公園利用の為に維持管理
- ・地域との連携による維持管理、費用対効果を考えた効率的な公園管理

今までの経験を活かし、古くてもよいものは残し、新たな魅力を求め職員並びに関係機関等と良い知恵を出し合い、来園者にもう一度来よう、来てみたいと喜ばれる公園管理を目指します。

ア 湖畔環境を活かした利用者の促進を図る維持管理

a 湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した植物の育成管理

森林に囲まれた湖畔公園としての、美しい景観を創り出している緑鮮やかな芝生公園や、四季の変化織りなす樹木については、刈り込み時期や樹木特性等に配慮した適正な維持管理を行います。また、相模湖公園に彩りのある景観を作る為四季折々の草花に重点を置いた管理を行います。

b 親水空間の安全性を高める為管理公園内にある県立相模湖漕艇場と一体化を図り、湖畔公園としての親水性と安全性を高めるため、親水護岸やボートスロープから転落防止等の水辺の安全性に努めます。

イ 安全で快適な公園利用の為に維持管理

施設工作物の適正な維持管理、公園利用者が安全で安心して快適に利用して頂く為、駐車場、湖畔防護柵などの施設点検を徹底し、施設の故障等による不具合や事故防止を未然に防ぐための維持管理に重点を置きます。

(5) 年間維持管理計画表

○植物年間維持管理計画表

管理項目		業務内容		管理エリア	規模単位	実施回数	月																
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
植物管理	樹木管理	高木処理	常緑樹	軽剪定を中心に実施	園内一円	10本	必要に応じて										○	○	○	○			
			落葉樹		賑わいの広場	15本	必要に応じて											○					
			桜	樹勢回復公園管理員による管理	園内一円	30本	必要に応じて									○	○	○					
			病虫害防除	テング巢病の処理	園内一円	2,545㎡	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				その他の病虫害の防除	園内一円	2,545㎡	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			枯損木処理	枯木、病虫害による樹勢悪化木を伐採する	園内一円	1式	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	中低木管理	刈込物手入	機械による成長枝等刈込	園内一円	2,545㎡	1回/年		○	○	○	○												
		植込み内除草	人力除草	園内一円	2,545㎡	1回/年		○	○	○	○												
		植木補植	中低木補植	園内一円	200本	1回/年							○										
		ツツジ・皋月	軽剪定を中心に実施	園内一円	2,545㎡	必要に応じて			○														
	草地管理	芝生地管理	芝生管理	人力除草	芝生広場	3,490㎡	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○									
				機械芝刈り込み		3,490㎡	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○									
				施肥	艇の広場	3,490㎡	必要に応じて															○	○
				目土	噴水広場	3,490㎡	必要に応じて															○	○
				エアレーション	3,490㎡	必要に応じて																○	○
草花管理	花壇管理	花壇根切り	桂北小学校生との植え付け花壇	噴水広場花壇	5ヶ所	2回/年		○							○								
		草花植え付け	桂北小学校生との植え付け6月、11月	噴水広場花壇	5ヶ所	2回/年		○							○								
		日常管理	公園管理員による日常管理		3,315㎡	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

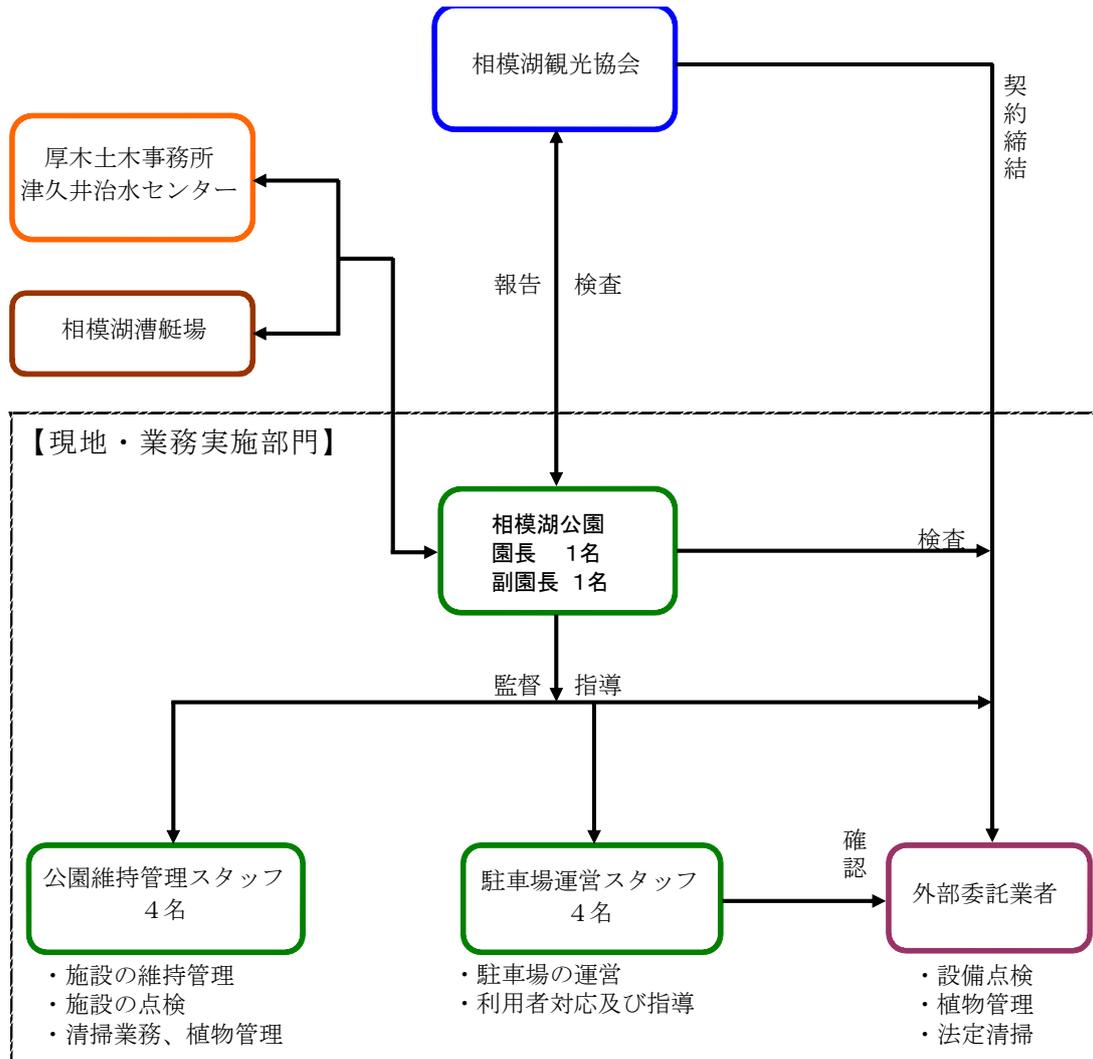
○施設年間維持管理計画表

項目	業務内容	管理エリア	規模単位	実施回数	月													
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
施設 管理 ・ 工 作 物 管 理	公園内警備	夜間巡回警備	警備員による夜間巡回警備	園内一円	61日		○		○	○	○			○	○			
		年末年始巡回警備	警備員による夜間巡回警備	園内一円	6日										○	○		
	日常管理	管理事務所開閉	公園管理員による開閉	公園管理事務所	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	電気点検	定期点検	電気設備保守点検	高圧受変電 自家発電設備	12回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		法定点検	電気設備保法定点検	高圧受変電、 自家発電設備	1回/年												○	
	防災設備	防災設備維持点検 管理	消火設備、誘導関係、防火防 排煙設備、非常電源等 5.11月	地下駐車場内	2回/年		○						○					
	定期点検	受水槽点検	受水槽保守点検 5.10月	受水槽 (加圧ポンプ)	2回/年		○					○						
		噴水施設点検	噴水施設保守点検 5.8.11 月	噴水施設	3回/年		○			○			○					
	日常点検	設備点検	噴水設備・照明設備	園内一円	2回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		工作物点検	園路・広場及び工作物の安全 点検	園内一円	2回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雨水排水設備	集木桝・側溝の点検	園内一円	2回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		汚水排水設備	便器ブース・手洗い・桝・マ ンホール	園内便所	2回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	工作物維持補修			随時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○清掃年間維持管理計画表

管理項目		業務内容		規模単位	実施回数	月														
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
清掃管理	園内清掃	日常清掃	園路・広場清掃	通常清掃	園内各所	2回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			噴水池清掃	水面清掃	噴水池	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			水路・側溝清掃	堆積物の除去	噴水広場	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	施設清掃	法定清掃	設備清掃	受水槽清掃	受水槽	1回/年											○			
				噴水池清掃 7.10月	噴水施設	2回/年				○			○							
		定期清掃	設備清掃	便所汚水槽清掃	汚水槽	1回/年												○		
	排水溝清掃			園内一円	1回/年	○														
	工作物清掃	日常清掃	工作物清掃	簡易清掃	水飲み場	1回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					ベンチ	1回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					階段	1回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					その他園内工作物	1回/日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	トイレ清掃	定期清掃	水洗い、拭き掃除、トイレトペーパー補充、汚物入れ回収		トイレ	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	ゴミ処理	定期清掃	可燃物廃棄物処理 「月、水、金」		園内	3回/週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			不燃物廃棄物処理 「金」		園内	1回/週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			粗大ゴミ運搬処理		園内	必要に応じて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

(6) 本部と現地の責任体制



	本部	現 地			外部	
	観光協会	園 長	副園長	運営スタッフ	維持管理 スタッフ	委託業者
計 画 策 定		年間維持管理運営計画、予算 編成・執行計画、月間、週間 作業計画、委託者調整、設計	計画策定	計画策定補助	計画策定補助	
業 務 実 施	労務管理 委託業務契約 支払い業務		アンケート実 施	駐車場運営 利用案内指導	植栽管理 施設維持管理 日常清掃点検	委託業務の実 施、夜間警備 設備点検、法 定清掃
状 況 把 握 検 査	公園管理運営 業務全般検査 執行状況検査	業務の確認 委託業務の検査 土木事務所へ報告	促進事業の状 況把握		委託業務の確 認	
改 善 指 導	公園の管理運 営業務に対す る是正勧告	次年度計画の反映改善指導	次年度計画の 反映と提案			

ア 他の機関と連携した広報活動、神奈川県が主催している「県央地域観光振興協議会」の構成期間として、同協議会が実施する高速道路サービスエリア内で観光キャンペーンへの参加を始めとして、相模原市観光課とタイアップし、市内でのさくら祭り等、大きなイベントに参加しパンフレットの配布等をしてPR活動を実施します、また近隣の東京都八王子観光協会とタイアップしパンフレットでのPR活動を実施（市内イベント会場）、JR相模湖駅構内にてパンフレット等での宣伝を実施します。

イ ホームページやパンフレット、広報（公報）等を活用し、更に地元タウンニュース、掲示板にて広報活動に努める。

ウ マスコミ等にも積極的に協力し情報を発信していきます。

- ・ 公園管理事務所でのパンフレットの無料配布等のもとより、湖畔商店街でのPR、漕艇場でのPR、地下駐車場掲示板でのPRなど、来園者にサービスをしている。

- ・ 利用者の目標値

目標来園者数 年間 160,000 人

(2) 提案内容の実現の見込み

相模湖公園については、ご承知の通りほとんど屋外での利用の為、天候に左右されま
す。目標値に出来るだけ近づけるよう努力したいと思います。

(3) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

ア 広報PR活動については、観光協会員の総力を挙げ実施、参加をします。
尚、他の機関での主催の場合中止を除きます。

イ 利用促進の為のイベント開催

相模湖の主な行事と公園内の歳時計画

4月・さくら祭り（相模湖公園内）

目標数 500 人



- ・やまなみ祭（相模湖公園内）

目標数 6,000 人



- ・与瀬神社例大祭
目標数 200 人
- ・県民レガッタ（相模湖湖上）
目標数 600 人

5 月・相模湖稚魚の放流（相模湖魚族組合、わか さぎ稚魚放流）

7 月・七夕祭り（相模湖公園、飾りは旧相模湖町内 4 保育園、1 幼稚園協力による）
目標数 600 人



8 月・相模湖湖上祭花火大会（相模湖湖上）
目標数 40,000 人
SAGAMICO MUSIC PARK
目標数 1,000 人

9 月・さがみ湖野外バレエフェスティバル（相模湖公園内実施）
目標数 2,000 人
・相模原市民レガッタ（相模湖湖上）・目標数 600 人

10 月・ふれあい広場（相模湖公園内・相模湖商工会・観光協会共催）
目標数 3,000 人
・相模湖レガッタ（相模湖湖上）
目標数 1,000 人

11 月・甲州街道小原本陣祭（旧小原地区）

12 月・相模湖公園利用感謝祭（利用者にゆず等の配布）
目標数 200 人
・クリスマスイルミネーション（相模湖公園内、相模湖駅前）
目標数 3,000 人

1 月・成人を祝い相模湖駅伝（相模湖公園スタート）
目標数 300 人

2 月・かながわ駅伝（相模湖ゴール、選手歓迎太鼓及び豚汁無料配布）
・目標数 800 人

3 月・さがみ湖カタクリの郷（相模湖観光協会主催旧相模湖町内）
・秋葉の火祭り（旧相模湖町内）

閑散期の園内活用

冬季時期（12月中頃～2月）は、寒い関係来客数も減少し閑散としています。

- ・相模湖イルミネーション12月1日～1月15日夜間
- ・相模湖駅伝（相模湖公園スタート）1月成人の日
- ・かながわ駅伝（相模湖公園ゴール）2月9日

指定管理を受けた当初は、相模湖での名物である、魚（わかさぎ）がよく釣れたので、釣り人で賑わっていました。

その後魚（ヘラブナやブラックは釣れるが誰でも釣れるワカサギ）が釣れなくなり、減少傾向にあります。現在観光協会と魚族で調査中です（毎年稚魚の放流はしている）

今後、魚族とよく協力し合い、公園利用者増に向けて調整してまいります。

相模湖漕艇場、相模湖公園一体化に伴い、屋内での事業も計画し、実施してまいりたいと思います。

計画書5 自主事業の運営

(1) 駐車場管理運営について

(ア) 事業の目的

本公園を車で訪れる利用者が安全で安心して利用できるよう自主事業として駐車場の管理運営を行います。

平成18年から有料駐車場運営を進め、11年目を迎え引き続き運営していきます。

(イ) 実施体制

a 本公園の駐車場の運営については指定管理者応募要項（相模湖公園管理運営業務の内容及び基準）で示された運営状況による。

b 駐車場料金対応については駐車場班4名が交替勤務にて対応します。

(ウ) 運営についての考え方

a 安全管理

- ・事故を未然に防ぐため駐車場スタッフの安全教育を実施します
- ・駐車場施設の日常点検、定期点検、を徹底し施設の安全保全と事故防止に努めます。
- ・駐車場内施設の欠陥や管理上の不備による事故等損害を与えた場合に対応して施設損害賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入します。

b 利用者対応

- ・駐車場利用者に対する接遇に十分配慮して利用者が気持ちよく利用できるような環境整備を図ります。
- ・駐車場内の清掃に力を入れ清潔で気もよく利用できるようにします。
- ・駐車場利用者よりアンケート（観光協会独自で年4回実施）を取りそれお参考にして、お客様が利用しやすい施設を目指します。
- ・身障者の方々の対応については駐車場利用料金を減免とします。

(エ) 緑化協力金

緑化協力金実施要綱に基づき、緑化協力金の預かりに協力します。

●営業時間

◇4月から6月まで

開門時間：午前8時30分

閉門時間：午後 7 時 00 分

◇7月から8月まで

開門時間：午前 8 時 30 分

閉門時間：午後 8 時 00 分

◇9月から12月まで

開門時間：午前 8 時 30 分

閉門時間：午後 7 時 00 分

●料金体系

大型車両最初 1 時間 860 円、最大 1 日 2,000 円

普通車両最初 1 時間 330 円、最大 1 日 1,000 円

二輪車 1 回 70 円、

(緑化協力金 1 台 20 円)

○有料日・・・土、日、祝祭日、正月、五月連休、夏休み、
平日無料

※ 駐車場時間貸し制度の変更・今後長期滞在利用者が時間を気にせず長時間安心して利用できるよう普通車のみ上限千円を設定しました。

計画書 7 利用者への対応

接客については、常におもてなしの心を持って接するよう指導しています。

「いらっしゃいませ」から、「気をつけてお帰り下さい」この間の公園で過ごすご来園者様には、次の三つを念頭において接します。

(ア) 気配り

(イ) 目配り

(ウ) 心配り

(1) 苦情処理の対応及びその研修等

(ア) 苦情処理の対応及びその研修等、日常的な細かな諸問題については定期的に行う各班長会議の中で対応を協議します。重要な問題については、県津久井治水センターとの協議を行うとともに、その指導を基に公園内部の調整を図ります。

(イ) 近隣の施設等を見学し職員の能力の向上に努めます。

(ウ) 年 2 回先進地視察。特に接遇関係については、同業関係で（商工会等）実施の接遇についての研修会に職員を参加させ意識の向上に努めている。

(エ) 相模湖でのボート競技は、湖上遊覧者（足漕ぎ・手漕ぎボート等）及び遊覧船と湖面の共同利用を行っているので、遊船業者さんとの意思疎通や利用者への湖面利用の説明を行って、事前に苦情が発生しない努力を行っております。

(2) 利用者への公園利用指導及び研修等

公園の利用者は人それぞれ色々な目的を持ち、多種多様であります園内禁止条項は、基本的に公園案内図には細かく表示をしていますが、一つ一つの条項看板は限られた物のみです。（スケボー禁止、自転車園内乗り入れ禁止、園内動物の糞の持ち帰り）他については職員の口頭での丁寧な対応で指導します。これ等の対応について利用者に悪い印象を与えないよう日頃より職員に指導を徹底に実施します。

また、今後研修等についても精力的に参加していきます。

- ・動物の糞、ごみの持ち帰り、スケートボード等、園内看板設置し、尚且つ口頭指導
その他球技等、他の利用者に迷惑をかける利用に限り口頭指導
口頭指導の場合、「大変申し訳ございませんがから始まり、内容説明し、ご理解を
よろしくお願ひします」と親切丁寧にお話をする。
- * 津久井地域不法投棄防止協議会に所属し年2回の研修会に参加（旧津久井四町を
回りごみ拾ひ、相模原市内施設見学）して美化運動に協力している。

●接客対応及びその研修等

- 基本的な接客方法のあいさつの仕方、利用金の受け取り方等を基本に利用者に親
しみ感をもってもらう接客を行います。
- 漕艇場の利用者は、「一見客」でなく、「リピータのボート経験者」なので、親
密感を抱いてもらう接客を行います。
- 職員同士が、利用者の情報交換を行い利用者の利用目的に合った対応を図ります。
- 公園・漕艇場の一体管理なので、合同研修等が開催できます。

※園内案内看板等が開園以来変えてなく内容も古く見えにく
く利用客より要望があり新しく対応をした。

○園内大きな案内板4か所新設。相模湖地域に生存する鳥の表
示板新設、木製トイレ案内表示板設置5か所、相模湖建設の石
版案内図塗装



(3) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組
み

ア 利用者ニーズについては、スタッフが窓口での接客時や施設利用指導時などで利用者
から意見などを記録します。

また、御意見箱を管理事務所に設置し、運営管理に対するクレーム等の把握を行いま
す。

さらに、自主的に当観光協会にて年4回（5月、8月、10月、3月）電車にて観光客対
象者（相模湖駅前）ハイキング等での対象者（千木良地区）車での対象者（相模湖公園）
と幅広く実施します。

イ 当公園はご承知の通り小規模で整備された公園なので、隅々まで行き届いた管理運営
を進めている関係で苦情は少なく、あっても小規模でのみです。（2～3年前から急激
に老人、障害者の利用が多くその人たちへの対応及び利用者からの要望に応じて）

- 公園内車道横断箇所車いす利用でのバリアフリー化
- 園内水飲み場への入り口コンクリート化
- 正面入り口付近の急勾配解消
- 男女トイレの洋式化
- 女子トイレタイル張り替え
- 駐輪場設置
- 園内に花を増やす
- 園内案内板を新たにす
- 階段部分に上り下りの手すり設置
- 公園内木材使用ベンチ設置
- バーコラ東屋屋根設置
- 噴水広場周りベンチ屋根の張り替え

- (ス) 艇の広場及び芝生の広場照明灯設置
- (セ) 園内案内板設置
- (ソ) AED 設置

(4) 提案内容の実現の見込み

- ア、 県立相模湖公園を維持管理する中で職員としては重要で最も必要な事柄です、大きなことは県と相談させてもらい、その他は、優先順位を決めてできる限り要望、苦情に対応したいと考えています。
また接客等については公園長を筆頭に研修等に積極的に参加し来客者のサービス向上に努めます。
- イ、 提案している事業及び現在実施している事業につきましては、実施可能と思っております。しかし、新たな利用者のニーズに応えるには、コースの整備及び艇の更新を行う必要があります。
- ウ、 管理棟等は、建築約20年が経過しているため、経年劣化と衛生設備が時代遅れになっています。利用者アンケートの結果要望第1位のトイレの洋式化の改修をして、サービス向上が図るように致します。
NPO 法人神奈川県ボート協会は、平成25年度に利用者アンケートの結果、要望のありましたトイレの洋式化（2か所）を行いました。

計画書8「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

私たちは、今日までの長い公園管理の経験を活かし、事件・事故の未然防止に取り組んでいきます。

本公園には、事故防止上特に注意すべき点として南側が湖に面しており、現在防止柵が設置されていますが、全体的に施設の老朽化が進み補修が必要な時期が来ています、したがって特に日常巡視点検に力を入れ管理します。

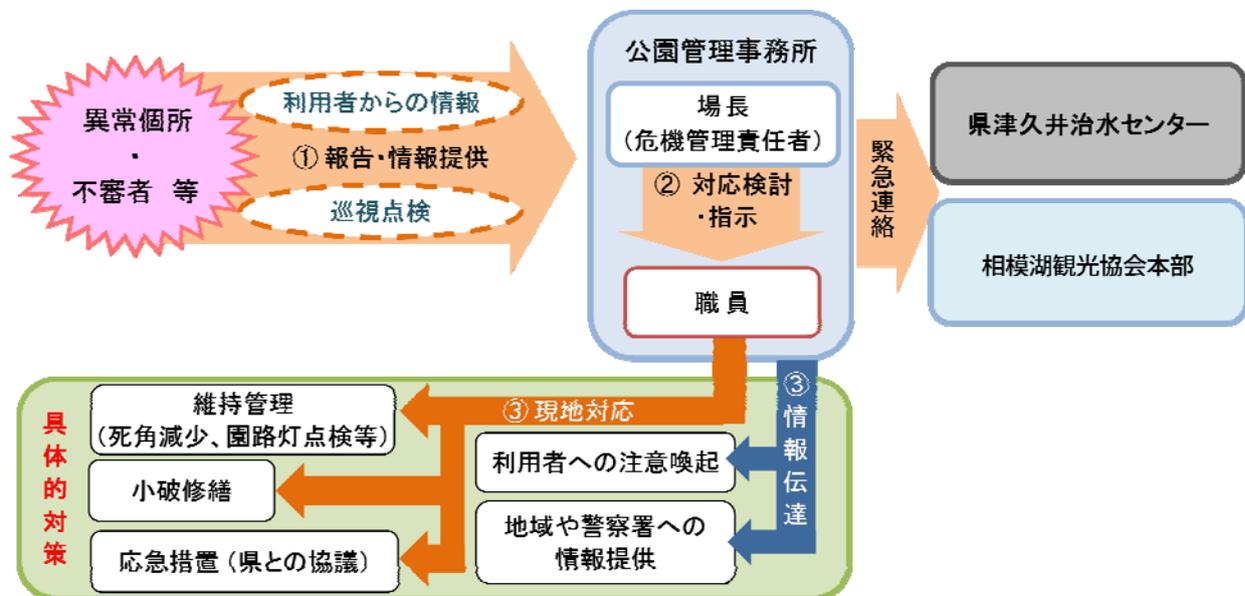
巡視点検に当たっては、細部にわたり施設の点検を実施して破損箇所、補修必要箇所確認、特に手だての必要な箇所について速やかに対応して、効率的で確実な事故防止体制を作ります。

あわせて、研修により職員の事故防止と安全意識の向上を図ります。

■防犯対策等安全確保の実施体制

○日常的な事故・犯罪防止の体制

園長を危機管理責任者と定め、下記のような体制により異常箇所や不審者等を早期発見し、職員による現地対応、利用者や関係機関への情報伝達を迅速に行います。



○夜間・年末年始等の体制

夜間および年末年始など勤務時間外は、警備員が園内の巡回警備と建物施設等の開・施錠を実施します。同時に問い合わせに関する電話対応や来訪者対応を適切に行います。また、必要に応じて園長などへ緊急連絡します。

■事件、事故を未然に防ぐための対策（防犯対策等）

事件、事故の未然防止のため、日頃から以下のような対策を実施します。

日常巡視	毎日2回、職員により園内のパトロールコースを巡視し、遊具などの施設の状態を目視で確認
施設点検パトロール	通常のパトロールとは異なる視点によるチェック。当協会全体で本部職員や他の公園職員による点検を年1回実施
防犯上の死角の減少	日常パトロールや園内利用者からの情報により、園内の樹林地や生垣の見通し確保、園路灯の点灯チェック、トイレ周辺等の死角の減少を図る。
不法投棄、破損行為等の早期発見・早期処理	ゴミや不法投棄、放置自転車やバイク、落書き、破壊行為の長期間の放置などを早期発見・早期処理し、犯罪をよびこまない雰囲気づくり
地域住民や関係機関との情報共有	地域住民や警察署、消防署との連携により、地域や近隣施設との防犯情報の共有に努める
利用指導による防犯	園内における花火、若者の“たむろ”、未成年者による飲酒行為、バイクの乗り入れ等に対し、警察署や学校等とも連携して利用指導を行う
緊急車両の進入路の確保	事件事故の発生時に備え、警察、消防車両が園内に侵入できる範囲を把握し、日頃から障害物や支障枝等を取り除き進入路を確保する

■施設の安全対策

施設特性や利用動向を踏まえた適切な安全対策を講じます。

施設名	施設毎の安全確保のポイント
樹林地・樹木	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な手入れが行き届かない区域では、枯損木や枯枝の発生等重点的にパトロール 広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木をチェック 危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見、危険な生物と対処を学ぶ研修会を実施
園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> 園路広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチ、デッキの腐食等点検 丸太階段の横木や杭木の腐朽、手すり部分のボルトの緩みなどを重点的に点検 転倒防止のため、大雨後・大雪後の土砂や落ち葉の清掃、除雪を速やかに実施

○保険への加入

事業や施設利用の際、万一、当協会の過失によって利用者に損害を与えた場合に備え、施設賠償責任保険へ加入します。

また、協会主催のイベントでの事故に対応する傷害保険（イベント保険）に加入します。

■火災への対策

消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用します。また、建物施設が改修された場合等には必要に応じて計画の見直しを行います。

定期的に消防設備の点検を行うとともに、必要に応じて相模原市津久井消防署の指導を受け、消防署や点検委託業者と連携して消防訓練を行うなど、火災への対策を継続します。

■維持管理業務における日常の作業の安全対策

利用者に対する安全確保		<ul style="list-style-type: none"> 作業時における注意看板、立入防止柵などの設置 小石や障害物の飛散防止機能がついた刈払機の使用
作業員の安全確保	作業スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 毎朝のスタッフミーティングにおける作業内容と安全の確認 高度な技術、資格等を要する作業については、専門業者に委託
	委託業者	<ul style="list-style-type: none"> 労働関係法規遵守の指導（日々の作業状態のチェック）

■安全管理のマニュアル等の整備

本公園職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制をつくるため、右のような各種マニュアル等を整備しています。これらは必要に応じて内容を見直し、更に改善していきます。

公園全般	<ul style="list-style-type: none"> 相模湖公園安全管理マニュアル 園内巡視マップ（パトロール図） 施設点検パトロール実施要領
個別施設	<ul style="list-style-type: none"> 遊具点検チェックリスト 各施設点検マニュアル
作業の安全関係	<ul style="list-style-type: none"> （植物管理における）管理作業安全マニュアル

■安全対策研修の実施

労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関して、下記のような職員研修の実施、外部講習への参加により、安全意識の向上を図ります。

○新規採用者に対する安全衛生教育を実施

- 労働安全衛生規則第 35 条に基づく安全衛生教育を実施

○必要に応じた外部研修の受講

- 農薬の安全講習会（外部講習 県実施の「防除関係者講習会」）を受講

- ・資格、特別教育等が必要な作業（刈払機、振動工具、チェーンソー、丸のこ等）については、その作業をする職員全員が専門機関の講習受講

【平成 29 年度事業内容】

- ・引き続き、巡視や意思悦点検パトロール等により不具合等の早期発見と県と連携した迅速な修繕補修を行い、事件や事故の未然防止に努めます。

計画書 9 「事故、異常気象等(水防を含む)の緊急事態が発生した場合の対応方針」等

(1) 事故、異常気象等(水防を含む。)の緊急事態が発生した場合の対応方針

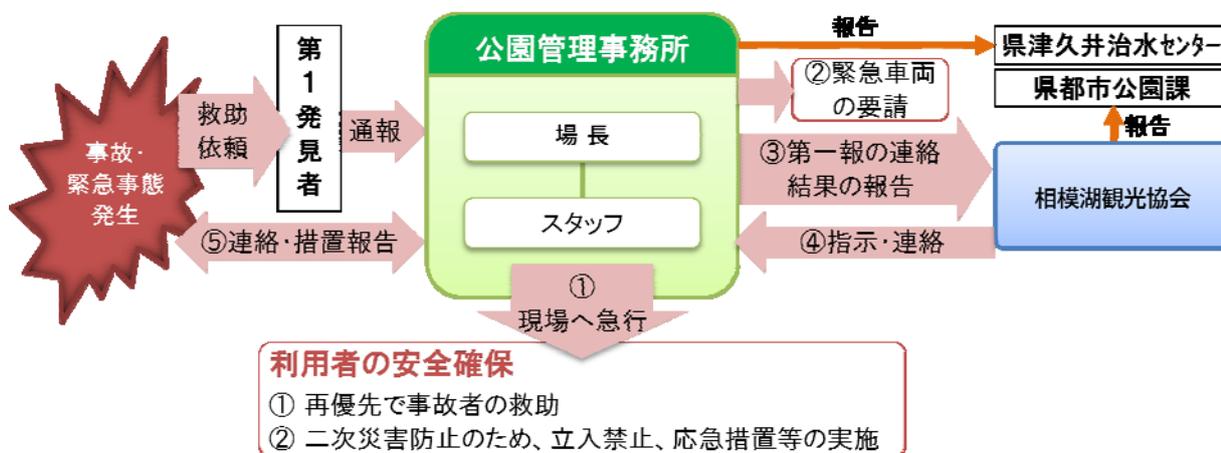
事故の発生時には、事件・事故対応マニュアルに基づき利用者の安全確保を最優先に迅速な対応が必要です。

特に公園内の芝生広場など一部区域は避難が可能な屋内施設から離れた場所にあり、高さのある樹木も多いことから、落雷への注意が必要です。そのため、雷注意報等の気象警報発表時には必要に応じて園内放送や口頭にて避難を呼びかけたり、利用制限などの措置をとって被害を未然に防ぎます。

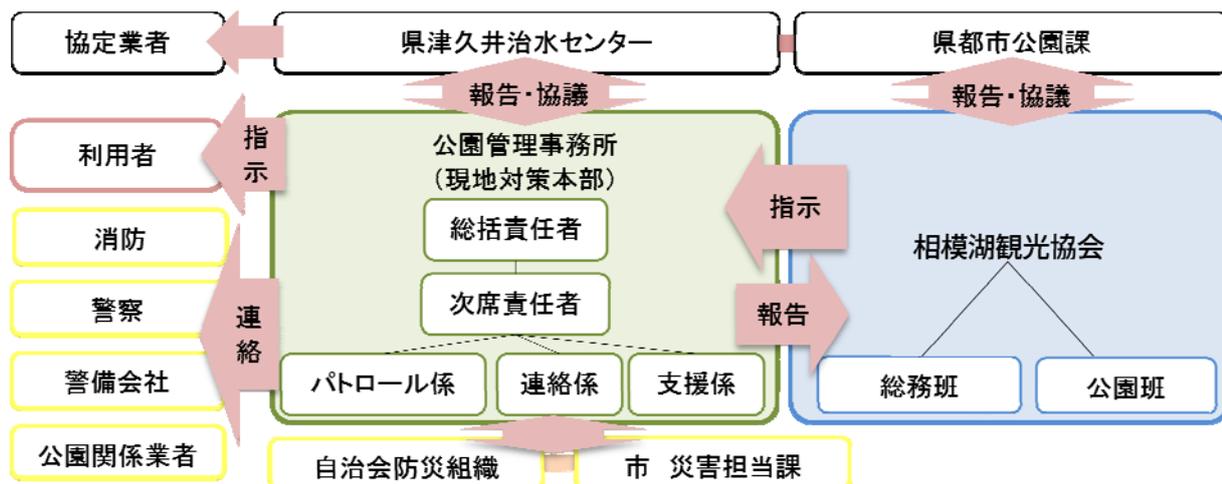
■事故や災害発生時等の緊急時の体制及び初期対応

事故や災害等が発生した場合、園長（不在時は参集したスタッフの中の上位者）を現地の総括責任者とし、あらかじめ定められた役割や手順に従って速やかに対応します。

○事故発生時の基本的な対応の流れ



○災害発生時の組織体制・連絡フロー



○職員の役割分担

役割分担	役職	緊急事態発生時の初期対応
総括責任者	場長（不在時は、副園長）	情報収集、伝達、連絡体制等の総括し、県津久井治水センターや協会本部へ状況報告する
次席責任者	副園長（不在時は、公園班管理主任等）	現場状況を把握し、随時、公園管理事務所に報告し、現場の指揮にあたる
パトロール係	公園班、 駐車場班	園内等のパトロールを実施し、被害状況を確認。必要に応じ被害箇所への応急処置を実施する
連絡係		通信手段等を確保し、災害情報収集や利用者に対する園内放送を実施する
支援係		避難した方への応急手当、県や市への支援活動を実施する

○夜間および年末年始の対応

夜間は、警備員が通報への一次対応や応急処置などを行います。緊急事態が発生した場合には予め整備した緊急連絡網により、場長または副園長等が連絡を受け出勤します。年末年始には、夜間から警備員が園内巡視にあたり、年末年始当番表により場長、副園長が現場へ急行できる体制を取るとともに、本部職員も当番表に従い緊急時に備えます。

■避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応

避難誘導が必要な場合には、総括責任者の指揮監督のもと避難誘導にあたります。職員が分担して園内を巡回し、被害者の有無や被害状況の確認を行うと同時に避難を呼び掛けるほか、園内放送でも繰り返しアナウンスを行います。

被害が拡大する恐れのあるエリアについては、立て札や立入禁止のロープを貼るなどして利用制限を行い、二次災害を防ぐための対応を行います。

■暴風大雪警報をはじめとする気象警報等の発表時の対応

気象警報が発表された場合、必要に応じて園長が総括責任者として職員に参集を呼びかけ、対応にあたります。

利用者に対して園内放送などで警報が発表されたことを繰り返し周知するとともに、樹木の下など倒木や落雷の危険があるエリアについては速やかに利用を中止し、避難するよう促します。

○大雨、大雪、暴風警報が発表された場合

危険が差し迫っている場合を除き、警備員と職員がパトロールを実施して園内の安全確認を行い、必要に応じてセイフティーコーンやバーなどで立入禁止の措置をとります。

○雷注意報が発表された場合

速やかに園内放送及び館内放送にて利用者に知らせ、注意喚起を行います。

雷鳴が聞こえて来たら、屋外での利用中止を呼びかけ、建物内、地下駐車場など安全な場所への一時避難を促します。

○その他の異常気象等への対応

竜巻注意情報が発表された時や、県から光化学オキシダント緊急時措置情報が発令された時などは、園内放送により利用者に注意喚起を行います。

(2) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「事件・事故対応マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

本公園は高齢者の利用も多く病人・けが人の発生する危険度が高いため、全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図っています。

■急病人が生じた場合の具体的対応

急病人・けが人が発生した場合、以下の手順に従って的確な処置を行います。

I 状況確認	・職員が現場に急行し、急病人の状況を確認します
II 応急手当	・呼吸、意識の確認⇒呼吸、意識がない場合、心肺蘇生の実施やAEDの活用 ・熱中症の場合⇒公園管理事務所、グリーンハウスほか建物内の涼しい部屋へ搬送、夏期に常備する氷で冷やす、など
III 救急車の要請	・必要に応じて救急車を要請し、進入路を確保します。
IV 報告	・事態収拾後には県津久井治水センター、観光協会本部へ対応結果を報告します。

■急病人発生に備えた対策

○AED、救急箱等の設置

公園管理事務所と漕艇場事務所に1台ずつAEDを設置しています。また、公園管理事務所及び漕艇場事務所には救急箱を設置し、必要に応じて応急処置を行います。

■救命に関する職員研修など

応急手当に関する知識や技術を学び、身に付けておくために、定期的に救命に関わる講習会等を受講します。

○防災訓練等におけるAED取扱い訓練の実施

年1回実施する防災訓練の中で、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練等を行い、パート職員含めた全職員がAEDを操作できるようにしています。

計画書 10「当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

震災時の対応として、①利用者をいかに安全に避難誘導するか、②発生時の県や市への協力体制の発揮を重点に、県が作成した「震災時対応の考え方」及び上記指針に則り、地震の発生時間、震度に応じた下記の具体的対応を図ります。

■大規模地震発生時の参集体制と配備体制

■ 8時30分から17時15分に震度4の地震が発生した場合

来園者への注意喚起を実施するとともに、園内パトロールによる被害状況の確認と安全措置等を実施し、被害の有無にかかわらずパトロール開始時刻と被害状況を県津久井治水センター（土日祝日の場合は担当者携帯電話）と観光協会本部へ報告します。

■ 市内で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

【勤務時間内発生時の対応】

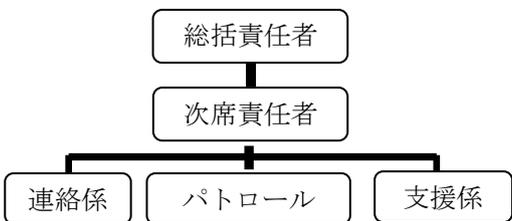
□原則、当日勤務している全職員が以下の「配備体制」に基づき対応します。

【勤務時間外の参集体制】

公園職員が近隣の住居であり TEL 連絡により参集します。

【配備体制】

- 本公園に現地対策本部を設置。
- 震災時の人員配置体制
 - ・総括責任者として場長が対応にあたりますが、場長が参集するまでの間は次席責任者が総括責任者を担当します。



係名	主な業務
連絡係	情報の収集と報告
パトロール係	園内巡視、被害報告、利用者誘導、応急対策実施など
支援係	園内施設の点検、救援活動、物資の管理など

【情報の収集と提供】

- テレビ、インターネット、ラジオ等から広域及び周辺の被害状況、津波発生の有無等、継続的に情報収集し、園内放送や掲示により利用者への情報提供を行います。
- 公園内の被災箇所情報を収集します。

■警戒宣言発令時（東海地震予知情報）

東海地震に関わる「警戒宣言」が発令された場合には、上記の震度5弱以上の地震発生時における初動体制と同様の配備体制を確立します。

○警戒宣言発令時の対応

- ・テレビ、インターネット、ラジオ等から情報を随時正確に入手し、的確な情報を利用者へ提供し冷静な対応を促します。
- ・消防用設備等の点検、作動確認や非常用備品の確認を行います。
- ・鉄道の運行休止や幹線道路の通行止め等により帰宅が困難な利用者に対しては、近隣

施設の避難受入先案内や必要に応じて本公園施設の一部を開放する等の安全確保に努めます。

(2) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

本公園は広域避難場所に指定されていないが敷地が広いため、地震等による大規模火災発生時には地域住民が多数避難してくることが予想されます。そのため災害時はもとより日頃から県や相模原市等と協議しながら対応していきます。

■災害に備えた事前対策

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

○災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビ、携帯電話への災害情報配信メール、SNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

また、災害に関わる事前の情報（気象警報、地震・津波関連情報、緊急地震速報等）に素早く対応するため、園内放送システム連動型の告知システムを構築し、災害発生前には迅速に情報を利用者に提供します。

○災害対策マップの活用と更新

園内の防災設備の位置、避難場所までの経路等を明示した災害対策マップを作成し、緊急時に利用者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう、掲示板などに明示をします。

また、公園周辺も含め、公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

■地域と連携した災害対策

災害時においては、限られた職員でも迅速かつ的確な対応がとれるよう、日頃から利用者や近隣施設と協働で防災訓練を実施するなどして連携を深めます。また、広域避難場所である相模原市北相中学校への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に相模原市及び近隣施設と調整し災害に備えます。さらに、災害による被害状況や避難経路について迅速に避難者等へ情報提供する為にハンドマイク等を備品として備えます。

■日常訓練の充実

緊急時に大勢の利用者を安全に避難誘導できるよう、日頃から地域の訓練に参加したり、独自に訓練を実施します。また、近隣施設と連携して公園利用者等と一体となって防災をテーマとした訓練を実施し、広域避難場所としての意識を各機関と共有しながら、利用者にも参加の機会を提供します。

委託業者と連携した 日常訓練	消防設備点検の委託業者の協力により、年1回消防訓練を実施 (グリーンハウス内の消防設備の適切な取扱い方法、災害時の案内誘導方法及び消火栓や消火器を使用した消火訓練)
消防署と連携した救 急救命訓練の実施	相模原津久井消防署の協力により、全職員を対象に年1回 AED を使用した心肺蘇生法の訓練を実施

近隣公共施設等と連携した防災訓練の実施	近隣公共施設等との合同により、震災発生等を想定した地域合同防災訓練を実施。公園利用者や地域住民にも参加を促す
---------------------	--

■災害対応物品の独自の備蓄

備蓄に当たっては、代表企業の自主財源を活用して独自に行います。
 なお、備蓄品は、状況に応じてそれを必要とする他公園や避難場所に提供します。

導入品目	内容
災害用備蓄品（食糧、水）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難所（防災拠点）に避難するまでの水と食糧を備蓄しています。
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備しています。
衛星電話 無線機	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡が取れるよう、衛星電話等の通信機器を複数設置しています。

■災害発生時の協力等について

県津久井治水センターや相模原市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、連携した災害対応を行います。

○災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも必要な協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市からの要請があった場合、テントやチェーンソー等の必要物資の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

■職員への教育

代表企業では大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種災害対策の教育を行います。また、公園毎にも、その特性や立地条件を考慮した職員教育を実施します。

○避難訓練・初動対応訓練

公園での避難経路の確認や職員の役割に応じた初動対応訓練を、年1回以上実施します。また、定期的に災害図上訓練も取り入れ、様々なタイプの災害に対応できる体制を構築します。

○参集訓練

勤務時間外に地震が発生したと想定して参集訓練を実施します。本公園職員以外の参集職員が放送設備の使用方法や扉の開錠方法等を学び、災害時に適切に対応できるよう訓練します。

○通信訓練・連絡体制確認

公園と本部相互の衛星電話等の通信確認や、衛星電話の操作方法、緊急連絡網の再確認や再構築を実施するとともに、災害時でも冷静に状況報告できるようにします。

【平成 29 年度事業内容】

- ・災害発生時における緊急放送を迅速に利用者に伝えるため、園内放送と連動した告知方法の検討に取り組みます。
- ・災害時に備え、引き続き、災害用品等の備蓄を徐々に充実していきます。また、県津久井治水センターより貸付を受けた災害用品と併せて、防災倉庫内に保管することとし、常に整理整頓に努め、食糧等の消費期限及び用具類の機能点検を定期的に行い、即座に対応できるように努めます。

計画書 11 地域と連携した魅力ある施設づくり

(1) 地域人材の活用、地域、関係機関との協力体制の構築

ア 湖畔沿いの一体的な公園の美しさを維持するため、観光協会員のみならず地域自治会、遊船組合、釣り船組合等と連携した地域ぐるみで湖畔地域一帯での清掃活動を実施するなど、地域の見本となるような相模湖公園維持管理に努めます。

イ 相模湖観光協会とタイアップし相模湖遊船組合により、対岸の荒れ地に桜【ソメイヨシノ】の植樹をして将来に向けての観光資源化を図っている。

ウ 相模湖の早春を彩る最大の名物である、賑わい広場の桜が老木化（この地に植樹してから60年以上過ぎ）し、枝折れが激しく利用者に対して危険なため、湖畔商店街の方々の協力得て年次計画を立てて、同種の桜の植え替えを図る

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

ア 4月予定のやまなみ祭、10月予定のふれあい広場などは地域（主として旧相模湖、津久井地域等）のあらゆる団体に参加呼びかけをしております。両イベントとも相模湖公園内すべてを利用したもので、相模湖やまなみ祭は相模湖公園、相模湖交流センターと協力体制で行われ、メイン会場は当公園です。

イ また毎年8月1日実施の相模湖湖上祭花火大会でも前座で地域の団体が活躍をされます。どれも普段趣味等で練習しているものの発表の場を提供しており、今後も大いに活用していきたいと考えます。

ウ 年二度（春、秋）実施の園内花植えについて近隣の桂北小学校五年生と共に公園花壇への花の植え付け及び管理、植え付けには観光協会員、花を楽しむ会、湖畔商店街、漕艇場職員等のボランティアの協力を得ながら実施しております。また、県立養護学校、旧藤野地域ぐるみの里の生徒による体験学習としての場を提供して園内清掃も行っております。

(3) 周辺施設との交流・連携

ア 津久井治水センター所管の県立相模原公園、津久井湖城山公園とは連携をとり管理しています。特に津久井治水センターの計らいで、園長、副園長対象で毎年3園視察を兼ねて、お互いに園内の補修箇所などの指摘をし合い公園管理の向上を図っている。

- イ 相模湖公園内最大イベント事業(特に相模湖湖上祭花火大会)を開催時に相模湖交流センターも同時に記念公演をして盛り上げを図る。
- ウ 12月実施の相模湖イルミネーション時にさがみ湖プレジャーフォレストで同時に相模湖イルミを実施して、協働により観光客のサービスを提供する。
- エ JR 東日本と連携し、関東一円から募集をし、旧相模湖町内散策めぐりを実施し、終点を相模湖公園として旧相模湖町の魅力と観光客の増加を図る。
- オ 特に相模原市経済課とは常に連携を持ち事業を進めています。観光関係はもとより大きな事業(特に花火大会等職員が)にはボランティアで協力をしてくれている。

(4) 一体的な管理に於ける地域企業等への一括的な業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取り組み内容

- ア 地域企業への業務委託についてどのように行っていくのか具体的な取り組みを記載する。
- イ 一体的な管理により同種の点検(電気設備、消火設備等)の一括発注が可能になり経費の軽減が図れる。
- ウ 年間を通して一番利用度の多い外トイレの管理(清掃、維持補修)について一体化での管理ができサービスの向上が図れる。
- エ 施設管理、有資格者による法定点検が義務付けられている、電気設備保守点検、噴水施設保守点検、火災報知器、消火設備、誘導灯、及び・防排煙設備、非常電源、の点検業務など、専門性の高い業務を一体化の中外部に委託します。
- オ 清掃管理、専門業者による定期清掃として、噴水池清掃、排水溝清掃、汚水、受水槽、などの法定清掃業務を一体化で県内近隣業者に委託します。
- カ 専門性の高い業務及び委託することにより効率性が向上する業務(コストの削減)などについては、それぞれ信頼のおける専門的な事業者による業務委託を行います。
- キ 地域企業で対応可能業務については、相模湖地域を中心に相模原市内の業者に見積合わせ等で、業務委託を行う。

(5) 企業のCSR活動(社会責任、社会貢献)や学校等との連携について

- ア 社会的責任を果たし社会の持続的可能な発展に貢献していきます
- イ 経済的、法的責任を果たすことはもとより、さらに来客者の要請に答えるよう協会として文化技術の発展や環境保全に寄与していきます。
- ウ 協会でのCSR活動が、社会の要望や期待に込んでいるか、その活動が的確に実施されているかお客様との対話を通して常に見直していきます。
- エ 事業活動に対する説明責任を果たすため、積極的に情報開示を進め、透明性を高めます。
- オ 学校等との連携について
湖畔沿いにある公園の美しさを維持するために大勢の団体やボランティアの方々が関わっています。特に地元(保育園、幼稚園、小学校、中学校、養護学校等)の多くの方々の協力を得ながら進めていきます。
○市立桂北小学校五年生年2回園内花植え及び管理
○市立相模湖幼稚園、与瀬保育園、千木良保育園、内郷保育園、七夕飾り
○県立津久井養護学校年2回園内清掃
○与瀬少年団年1回園内清掃
○藤野くるみの里学園年1回園内清掃
○イベント時には相模湖商工会青年部、同婦人部をはじめとする多数の団体との連携をとっていきます。

(6) 他の公園との連携

- ア 近隣の公園施設との連携を持ちイベント等、事業関係は基より関連性のある項目について、連絡取り合い協力性をもって広報活動や公園管理の向上に努めます。

- イ 特に津久井城山公園、相模原公園とは交流を深め、年1回園長副園長により公園を視察し合い管理状況を指摘し合い公園管理の向上に努めている、今後も続けていきます。
- ウ 防災関係についても同種の条件を共有しているのでお互い情報交換をして公園管理の向上に役立てます。

計画書 12 適切な積算、節減努力等

内容については、以下の項目を参照

計画書 1

- (2) 相模湖公園と相模湖漕艇場の一体的な管理運営に当たっての基本的な考え方
- (3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

計画書 13 人的な能力、執行体制

(1) 指定管理を通じて両施設を効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

- ア 就業条件（勤務時間、休日設定等）
- イ （別紙：人員配置計画【相模湖公園】）
- ウ 職務分担及び職務内容
- エ （別紙：職務分担及び職務内容）
- オ 雇用関係（常勤・非常勤・アルバイト等）
- カ （別紙：本部と現地の責任体制）
- キ 現地責任者の役割及び経歴
 - (ア) 公園長の役割
 - a 公園並びに漕艇場の管理運営業務及び緊急時対応、安全管理
 - b 神奈川県及び厚木土木事務所津久井治水センターとの調整、報告業務
 - c 維持管理計画及び予算書の策定
 - d 給与、光熱光熱水費等及び業務委託などの支出
 - e 公園スタッフの指導
 - f 委託業者の指導監督
 - (イ) 経歴
 - 相模湖公園運営管理（施設管理、事務管理、観光協会役員）5年
- ク 現地の職員配置計画（組織図、勤務ローテーション）
 - （別紙：人員配置計画）
- ケ 公園管理運営士、造園技能士、造園施工管理技士等公園の管理運営に係る有資格者の配置状況
現時点では職員の中に有資格者はいませんが、ただし長年携わった経験者で維持管理をしています。
そして対応としては高度な知識を必要とすることについては植物管理を委託している業者の有資格者により必要に応じて対応しています。
今後、有資格者を非常勤職員として採用して行きたいと考えています。
（別添資料：様式第3号 委託予定業務一覧表）
- コ 県、教育委員会、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制
（別紙：本部と現地の責任体制）

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

- ア 日頃より県立都市公園管理マニュアル相模湖公園編、及び県立相模湖公園管理マニュアルを基に、対応を会得し担当が立ち会い作業をしています。
- イ 基本的に公園長・副園長が指導教育し、不明な点があれば事前に専門家に指導を受け対応しています。
- ウ 他の職員が対応する場合事前に長より指導を行い実施しています。

エ 特に注意点は作業中の事故の無いように配慮しています。(作業員はもとより、十分安全対策をして来園者・利用者の安全を第一に作業しています。)

オ 工程表を組む場合、比較的来園者・利用者の少ない平日にて実施するよう指導します。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

ア 相模湖公園は、地元住民や近隣住民のみならず、横浜や東京都心等の遠距離からの観光利用で訪れる公園です。観光客が訪れる公園はより質の高い環境管理が求められます、その実現化の為に適切な人材育成を進めていきます。

イ 管理運営を統括する人材は、人事管理や総務的な業務もこなしつつ自らも管理運営の業務の一部を担っていく必要があります。

ウ 一般事務について年を増すごとに事務も多様化され小規模公園にも関わらず多くの業務を必要とします、(数年前までは事務のほか作業も兼務でできたが)専門を必要とします。

エ 職員の資質の向上を図る、当公園の利用者は色々なタイプの方々があります。

(ア) 目的をもってくるお客様

(イ) 偶然通りすぎりによってくれるお客様

(ウ) トイレ利用だけのお客様

オ お客様はそれぞれ異なります、しかし相模湖公園に来たことに対しては皆同じお客様に変わりありません。「いらっしゃいませ、から、気を付けてお帰りください」と心をこめて対応します。どの方々も皆この貴重な時間をこの公園で過ごすわけです、そこで皆さんが心より楽しんで帰られますよう課題等を共有し解決策を検討いたします。

カ 職員の資質向上方策については、定期的に主任者会議を開き意見の交換や情報、問題等を共有し合い次のステップとします。

キ 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について、職員一人一人が、自主的に資質の向上に努めることはもちろんですが、それだけでは、井の中の蛙になってしまい、結果的にはよくありません。そこで他の先進地施設の見学を行いより一層の資質の向上に努めます。

ク 職員採用状況、基本的には健康第一の地元優先で関係資格を取得している方等一般公募を基本として採用しています。

ケ 緊急の救助等にも対処可能となるよう普通救命講習の受講や、人材育成のための研修会等への積極的な参加によって、人事管理体制を整え、幅広いサービスを提供していきます。

(職員採用の状況)

《選考方法》

公募し、運営・管理上に必要な技能・資格を有する人員を確保します。

《選考基準》

経験・技能資格を有する優秀な人材を選考します。

《採用数》

【相模湖公園】

常勤職員(事務) (2名)

臨時雇用者 (8名)

人員配置計画

役職	担当業務	職員	パート	一週間の勤務時間
園長	総責任者・公園マネジメント全般	○		8h×5日=40h
副園長	パークマネジメント（総合企画広報調整）	○		8h×5日=40h
公園管理主任	植物管理、施設管理・小破修繕、点検、トイレ清掃		○	8h×4日=32h
公園維持管理スタッフ1	植物管理、施設管理・小破修繕、点検、トイレ清掃		○	8h×4日=32h
公園維持管理スタッフ2	植物管理、施設管理・小破修繕、点検、トイレ清掃		○	8h×4日=32h
公園維持管理スタッフ3	植物管理、施設管理・小破修繕、点検、トイレ清掃		○	8h×4日=32h
公園維持管理スタッフ4	植物管理、施設管理・小破修繕、点検、トイレ清掃		○	8h×4日=32h
駐車場主任	駐車場窓口案内、料金徴収、駐車場清掃		○	8h×4日=32h
駐車場運営スタッフ1	駐車場窓口案内、料金徴収、駐車場清掃		○	8h×4日=32h
駐車場運営スタッフ2	駐車場窓口案内、料金徴収、駐車場清掃		○	8h×4日=32h
駐車場運営スタッフ3	駐車場窓口案内、料金徴収、駐車場清掃		○	8h×4日=32h
トイレ清掃			○	3h×3日=9h

相模湖公園職員勤務表

役職	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	勤務日数		
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
園長		○		○		○		○	○	○			○		○	○	○				○	○	○			○		○	○	○	○		○		19
		○	○		○		○	○			○	○		○		○			○	○			○	○	○			○	○		○	○	○		19
公園職員					○	○		○				○	○		○				○	○	○		○				○		○	○				13	
		○					○		○			○		○	○					○	○	○					○	○		○	○			13	
		○				○		○	○			○	○			○				○		○		○			○		○		○			13	
					○	○	○		○				○	○		○				○	○		○	○				○		○		○			13
駐車場職員				○		○		○		○			○		○		○				○		○		○		○		○		○		○	13	
			○		○					○	○		○				○			○					○		○		○		○		○	12	
			○			○			○		○			○	○				○		○		○			○	○				○		○	12	
		○		○			○			○		○					○					○	○		○	○			○				○	12	
行事・予定等																																			

計画書 14 コンプライアンス、社会貢献

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

- ア 協会役員、及び職員は事業活動のグローバル化に対応し国内外の法令やルールを遵守し人権を含む各種規範、それぞれの地域の文化を尊重するとともに高い倫理観を持って行動します。
- イ 協会役員及び職員は安全で社会的有用な物、サービスを開発提供するという変わらぬ使命を果たし、お客様の満足と信頼を獲得します。
- ウ 協会役員及び職員等は、個人情報、機密情報をはじめとする各種情報を適正に管理します。
- エ 協会役員及び職員等は、個人の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保しゆとりと豊かさを実現します。
- オ 協会役員及び職員等は社会インフラを担う企業グループの一員としてかつ地域の一員として積極的に社会に貢献します。
- カ 会長は本項目に反するような事態が発生したときは自ら問題解決に当たり、原因究明、再発防止に努めます。
- キ 職場研修や職場ミーティング時に、全スタッフに周知と確認します。
- ク 地域で行われる研修等に積極的に参加します。

(2) 個人情報の保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

- ア 職員は関係する倫理をよく理解し、公園管理業務に関わる法知識や社内ルールを習得し、日常実務に役立てなければなりませんその為には事例や解説等盛り込み、分かりやすく説明したコンプライアンスブック資料を基に職員に徹底しています。
- イ コンプライアンス研修を行うにあたっては、従業員レベルや部門、事業に応じて教育内容が変わってきますのでどのような内容で、どれほどの頻度で研修を行うのか良く調査して進めます。
- ウ 現状は資料を基に公園長が、主任会議の中で教育し周知徹底しています
- エ 今後指定管理業務を実施するために必要な諸規定等の整備を行います。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

- ア 主に健康で働きやすい環境づくりに重点を置き来園者へのサービスを提供する、それに向けての資質の向上を図ります。
- (ア) 多様な人材を育むために職員一人一人の多様なアイデア生かす仕組みを提供し、多様な働き方を支援する施策を展開します。
 - a 先進地を視察し少しでも当公園に役立つものを模索している。(年2回)
 - b 造園分野に精通した人材の育成を進めます。
 - c 観光客のみでなく地元住民に対しても同様に質の高い接遇を行えるよう教育の充実を進めます。
 - d 初めて相模湖を訪れた人々に相模湖の文化、観光レクリエーション情報、ハイキング情報、漕艇の基礎知識、公園の植物や湖の魚、野鳥などに関するガイド教育の推進
- (イ) 福利厚生充実
職員の健康管理のため健康診断推進
- イ 施設管理運営に対する環境への配慮
- (ア) 周辺管理について当観光協会が主となり湖岸のごみの除去(基本的には湖面管理者である、県企業庁が実施すべきであるが、予算の関係等で動かないため観光協会、遊船組合、漕艇場でゴミ拾いを行っている、大きなゴミ(流木等)はまとめて2か月から3か月に1回処分して

いる、また園内については朝夕2回ごみ拾いをしますその他パトロールの際にも目につくゴミを拾っています。

- (イ) 駐車場内について常時ごみ拾いをしています、また地下駐車場に於いては月1回水洗いもしくはワックスがけをして清潔にしています、そして常に換気扇にて排気をして環境に配慮しています。
- (ウ) トイレ管理について・当初週3回専門職による清掃、その他は作業員が朝と夕方の2回清掃しています。しかしながら特に大便器の汚れがひどいため、計画的に男女大便器の洋式化した結果利用者に大変好評です。
また、特に利用者の多い女子トイレのタイルの張り替えをし、より清潔感を与えている。

ウ 湖畔環境を活かした利用者の促進を図る維持管理

湖畔公園としての美しい景観づくりに配慮した植物の育成管理、湖畔公園としての美しい景観を創り出している緑鮮やかな芝生公園や、四季の変化を織りなす樹木については、刈込時期や樹木特性等に配慮した適正な維持管理を行います。また公園に彩りのある景観を創るため、四季折々の草花に重点を於いた管理を行います。

エ 親水空間の安全性を高める管理

- (ア) 公園内にある漕艇場管理と連携し、湖畔公園としての親水性と安全性を高めるために親水護岸やボートスロープからの転落防止と周辺施設の点検及び維持管理を徹底し、水辺の安全性向上に努めます。
- (イ) 水辺の広場岸部に救助用浮き輪を設置する。
- (ウ) 相模湖は県民の水ガメとしての機能を有する水源地域であるため、森林の保全や水質の浄化等、多年にわたり県を中心に関係者により推進されて参りました。こうした中、漕艇場を管理するに当り省エネや環境美化、景観に配慮しながらの取組みを行います。
具体的には、低公害・低燃費船外機の使用や低公害オイルの使用などに努め、コース工作物も安全に配慮し、周辺の景観を損なわないよう気遣い、「神奈川の水ガメ」として環境を汚すことのないよう管理、運営を担ってまいります。
湖面管理は、公園協会、企業庁などと共に、湖岸に漂着する流木やゴミの定期的な回収・処分を行い、湖の浄化・美化に協力していきます。

(4) 障害者雇用促進の考え方

障害者の雇用については促進の方向で考えています。現在当公園での雇用はありません、しかしながら指定管理を受け平成23年3月までは1名の雇用をしていましたが残念ながら病気にて退職をしました、その後、応募者がありません、今後は適任者がいれば採用する方向で考えています。